



2022年2月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 バ リ ュ ー H R
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 田 美 智 雄
(コード番号：6078 東証第一部)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 副 社 長 藤 田 源 太 郎
経 営 企 画 室 長
(TEL. 03-6380-1300)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月28日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の当社第21回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(第12条関係)

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)に基づき、上場会社は、経済産業大臣・法務大臣の確認を受けることを条件として、「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることや新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。また、その他所要の変更を行うものであります。

(第15条及び附則関係)

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により株主総会資料の電子提供措置(第325条の2ないし5)の制度が新設され、その規定が2022年9月1日に施行されますので、これに備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は、電子提供制度において不要となるため、これを削除するものであります。
- ② 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ③ 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月29日
定款変更の効力発生日	2022年3月29日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(招集) 第12条 (条文省略) (新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>附則 (条文省略) (新設)</p>	<p>(招集) 第12条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子的措置をとるものとする。 <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則 第1条 (現行どおり)</p> <p><u>第2条 現行定款第15条の削除及び変更定款第15条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u> <u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u></p>